



国住マ第1号

平成16年4月5日

都道府県・政令指定都市マンション管理行政担当部局長 殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課長



分譲マンション敷地内の遊具の安全確保について

分譲マンション敷地内の遊び場の安全性を確保するためには、子どもの遊びの特性や遊具に係る事故等を踏まえ、関係者の共通認識の醸成を図るとともに、管理事務を受託するマンション管理業者等の協力を得つつ、分譲マンションを管理する管理組合において、必要な安全措置を講ずることが必要です。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（平成14年3月11日国都公緑第300号 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知）においては、「日常点検においては、腐食・腐朽、変形、摩耗、部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。」、「発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用制限、補修などの応急措置を講ずるとともに、修理、改良、撤去、更新などの恒久的な措置の方針を迅速に定めて実施する。」とされているところです。

また、点検をこまめに行うとともに、不具合に対する住民からの情報提供があった場合には迅速に対応することが必要です。

今般同指針及び解説を送付しますので、趣旨等をご理解の上、所要の広報活動を講じる等により、管理組合への周知方につき特段のご配慮をお願いします。



国住マ第1号
平成16年4月5日

財団法人マンション管理センター理事長 殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課長



分譲マンション敷地内の遊具の安全確保について

分譲マンション敷地内の遊び場の安全性を確保するためには、子どもの遊びの特性や遊具に係る事故等を踏まえ、関係者の共通認識の醸成を図るとともに、管理事務を受託するマンション管理業者等の協力を得つつ、分譲マンションを管理する管理組合において、必要な安全措置を講ずることが必要です。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（平成14年3月11日国都公緑第300号 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知）においては、「日常点検においては、腐食・腐朽、変形、摩耗、部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。」、「発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用制限、補修などの応急措置を講ずるとともに、修理、改良、撤去、更新などの恒久的な措置の方針を迅速に定めて実施する。」とされているところです。

また、点検をこまめに行うとともに、不具合に対する住民からの情報提供があった場合には迅速に対応することが必要です。

今般同指針及び解説を送付しますので、趣旨等をご理解の上、所要の広報活動を講じる等により、管理組合への周知方につき特段のご配慮をお願いします。



国住マ第1号

平成16年4月5日

社団法人全国住宅建設産業連合会会長 殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課長



分譲マンション敷地内の遊具の安全確保について

分譲マンション敷地内の遊び場の安全性を確保するためには、子どもの遊びの特性や遊具に係る事故等を踏まえ、関係者の共通認識の醸成を図るとともに、管理事務を受託するマンション管理業者等の協力を得つつ、分譲マンションを管理する管理組合において、必要な安全措置を講ずることが必要です。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（平成14年3月11日国都公緑第300号 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知）においては、「日常点検においては、腐食・腐朽、変形、摩耗、部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。」、「発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用制限、補修などの応急措置を講ずるとともに、修理、改良、撤去、更新などの恒久的な措置の方針を迅速に定めて実施する。」とされているところである。

また、点検をこまめに行うとともに、不具合に対する住民からの情報提供があった場合には迅速に対応することが必要です。

今般同指針及び解説を送付しますので、趣旨等をご理解の上、貴団体の会員への周知方をお願いします。

なお、本件につきましては、別添のとおり、管理組合への周知方について都道府県及び政令指定都市マンション担当部局、財団法人マンション管理センターあてに通知していますので、念のために申し添えます。



国住マ第1号

平成16年4月5日

社団法人日本住宅建設産業協会理事長 殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課長



分譲マンション敷地内の遊具の安全確保について

分譲マンション敷地内の遊び場の安全性を確保するためには、子どもの遊びの特性や遊具に係る事故等を踏まえ、関係者の共通認識の醸成を図るとともに、管理事務を受託するマンション管理業者等の協力を得つつ、分譲マンションを管理する管理組合において、必要な安全措置を講ずることが必要です。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（平成14年3月11日国都公緑第300号 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知）においては、「日常点検においては、腐食・腐朽、変形、摩耗、部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。」、「発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用制限、補修などの応急措置を講ずるとともに、修理、改良、撤去、更新などの恒久的な措置の方針を迅速に定めて実施する。」とされているところである。

また、点検をこまめに行うとともに、不具合に対する住民からの情報提供があった場合には迅速に対応することが必要です。

今般同指針及び解説を送付しますので、趣旨等をご理解の上、貴団体の会員への周知方をお願いします。

なお、本件につきましては、別添のとおり、管理組合への周知方について都道府県及び政令指定都市マンション担当部局、財団法人マンション管理センターあてに通知していますので、念のために申し添えます。



国総動第1号
国住マ第1号
平成16年4月5日

社団法人高層住宅管理業協会理事長 殿

国土交通省総合政策局不動産課長



国土交通省住宅局住宅総合整備課長



分譲マンション敷地内の遊具の安全確保について

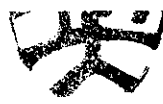
分譲マンション敷地内の遊び場の安全性を確保するためには、子どもの遊びの特性や遊具に係る事故等を踏まえ、関係者の共通認識の醸成を図るとともに、管理事務を受託するマンション管理業者等の協力を得つつ、分譲マンションを管理する管理組合において、必要な安全措置を講ずることが必要です。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（平成14年3月11日国都公緑第300号 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知）においては、「日常点検においては、腐食・腐朽、変形、摩耗、部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。」「発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用制限、補修などの応急措置を講ずるとともに、修理、改良、撤去、更新などの恒久的な措置の方針を迅速に定めて実施する。」とされているところである。

また、点検をこまめに行うとともに、不具合に対する住民からの情報提供があった場合には迅速に対応することが必要です。

今般同指針及び解説を送付しますので、趣旨等をご理解の上、貴団体の会員への周知方をお願いします。

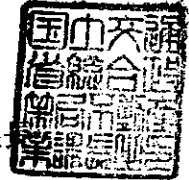
なお、本件につきましては、別添のとおり、管理組合への周知方について都道府県及び政令指定都市マンション担当部局、財団法人マンション管理センターあてに通知していますので、念のために申し添えます。



国総動第1号
国住マ第1号
平成16年4月5日

社団法人不動産協会理事長 殿

国土交通省総合政策局不動産課



国土交通省住宅局住宅総合整備課長



分譲マンション敷地内の遊具の安全確保について

分譲マンション敷地内の遊び場の安全性を確保するためには、子どもの遊びの特性や遊具に係る事故等を踏まえ、関係者の共通認識の醸成を図るとともに、管理事務を受託するマンション管理業者等の協力を得つつ、分譲マンションを管理する管理組合において、必要な安全措置を講ずることが必要です。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（平成14年3月11日国都公緑第300号 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知）においては、「日常点検においては、腐食・腐朽、変形、摩耗、部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。」、「発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用制限、補修などの応急措置を講ずるとともに、修理、改良、撤去、更新などの恒久的な措置の方針を迅速に定めて実施する。」とされているところである。

また、点検をこまめに行うとともに、不具合に対する住民からの情報提供があった場合には迅速に対応することが必要です。

今般同指針及び解説を送付しますので、趣旨等をご理解の上、貴団体の会員への周知方をお願いします。

なお、本件につきましては、別添のとおり、管理組合への周知方について都道府県及び政令指定都市マンション担当部局、財団法人マンション管理センターあてに通知していますので、念のために申し添えます。



国住マ第2号
平成16年4月5日

財団法人日本賃貸住宅管理協会会長 殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課長



賃貸住宅敷地内の遊具の安全確保について

賃貸住宅敷地内の遊び場の安全性を確保するためには、子どもの遊びの特性や遊具に係る事故等を踏まえ、関係者の共通認識の醸成を図るとともに、賃貸住宅の管理者において、必要な安全措置を講ずることが必要です。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（平成14年3月11日国都公緑第300号 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知）においては、「日常点検においては、腐食・腐朽、変形、摩耗、部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。」、「発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用制限、補修などの応急措置を講ずるとともに、修理、改良、撤去、更新などの恒久的な措置の方針を迅速に定めて実施する。」とされているところです。

また、点検をこまめに行うとともに、不具合に対する住民からの情報提供があった場合には迅速に対応することが必要です。

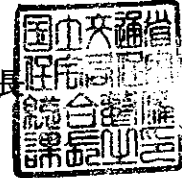
今般同指針及び解説を送付しますので、趣旨等をご理解の上、所要の広報活動を講じる等により、管理会社への周知方につき特段のご配慮をお願いします。



国住マ第2号
平成16年4月5日

社団法人全国賃貸住宅経営協会会長 殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課長



賃貸住宅敷地内の遊具の安全確保について

賃貸住宅敷地内の遊び場の安全性を確保するためには、子どもの遊びの特性や遊具に係る事故等を踏まえ、関係者の共通認識の醸成を図るとともに、賃貸住宅の管理者において、必要な安全措置を講ずることが必要です。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（平成14年3月11日国都公緑第300号 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知）においては、「日常点検においては、腐食・腐朽、変形、摩耗、部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。」、「発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用制限、補修などの応急措置を講ずるとともに、修理、改良、撤去、更新などの恒久的な措置の方針を迅速に定めて実施する。」とされているところです。

また、点検をこまめに行うとともに、不具合に対する住民からの情報提供があった場合には迅速に対応することが必要です。

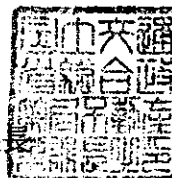
今般同指針及び解説を送付しますので、趣旨等をご理解の上、貴団体の会員への周知方をお願いします。



国総動第2号
国住マ第2号
平成16年4月5日

社団法人全国宅地建物取引業協会連合会会長 殿

国土交通省総合政策局不動産課



国土交通省住宅局住宅総合整備課長



賃貸住宅敷地内の遊具の安全確保について

賃貸住宅敷地内の遊び場の安全性を確保するためには、子どもの遊びの特性や遊具に係る事故等を踏まえ、関係者の共通認識の醸成を図るとともに、賃貸住宅の管理者において、必要な安全措置を講ずることが必要です。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（平成14年3月11日国都公緑第300号 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知）においては、「日常点検においては、腐食・腐朽、変形、摩耗、部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。」、「発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用制限、補修などの応急措置を講ずるとともに、修理、改良、撤去、更新などの恒久的な措置の方針を迅速に定めて実施する。」とされているところです。

また、点検をこまめに行うとともに、不具合に対する住民からの情報提供があった場合には迅速に対応することが必要です。

今般同指針及び解説を送付しますので、趣旨等をご理解の上、貴団体の会員への周知方をお願いします。



国総動第2号
国住マ第2号
平成16年4月5日

社団法人全日本不動産協会理事長 殿

国土交通省総合政策局不動産課長



国土交通省住宅局住宅総合整備課長



賃貸住宅敷地内の遊具の安全確保について

賃貸住宅敷地内の遊び場の安全性を確保するためには、子どもの遊びの特性や遊具に係る事故等を踏まえ、関係者の共通認識の醸成を図るとともに、賃貸住宅の管理者において、必要な安全措置を講ずることが必要です。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(平成14年3月11日国都公緑第300号 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知)においては、「日常点検においては、腐食・腐朽、変形、摩耗、部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。」、「発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用制限、補修などの応急措置を講ずるとともに、修理、改良、撤去、更新などの恒久的な措置の方針を迅速に定めて実施する。」とされているところです。

また、点検をこまめに行うとともに、不具合に対する住民からの情報提供があった場合には迅速に対応することが必要です。

今般同指針及び解説を送付しますので、趣旨等をご理解の上、貴団体の会員への周知方をお願いします。



国総動第2号

国住マ第2号

平成16年4月5日

社団法人不動産流通経営協会理事長 殿

国土交通省総合政策局不動産課



国土交通省住宅局住宅総合整備課



賃貸住宅敷地内の遊具の安全確保について

賃貸住宅敷地内の遊び場の安全性を確保するためには、子どもの遊びの特性や遊具に係る事故等を踏まえ、関係者の共通認識の醸成を図るとともに、賃貸住宅の管理者において、必要な安全措置を講ずることが必要です。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（平成14年3月11日国都公緑第300号 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知）においては、「日常点検においては、腐食・腐朽、変形、摩耗、部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。」、「発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用制限、補修などの応急措置を講ずるとともに、修理、改良、撤去、更新などの恒久的な措置の方針を迅速に定めて実施する。」とされているところです。

また、点検をこまめに行うとともに、不具合に対する住民からの情報提供があった場合には迅速に対応することが必要です。

今般同指針及び解説を送付しますので、趣旨等をご理解の上、貴団体の会員への周知方をお願いします。